

## 拓南本社株式会社 行動計画

当社は、全ての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2020年12月1日 ～ 2022年11月30日

2. 内容

目標1：計画期間内において、男性の育児休業の取得や子育て目的の休暇取得を促進し、政府が目標としている男性育児休業取得率13%を達成する。

<対策>

- 2020年12月～ 行動計画及び育児休業制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 育児休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ育児休業制度の案内をする
- 2021年1月～ イクボス宣言（社内報や自社HPにて）
- 2021年4月～ 1か月以上の育児休業取得が可能な業務体制を構築する

目標2：計画期間内において、育児休業等、育児休業給付、産前産後休業など諸制度の周知を行い、取得を促進する

<対策>

- 2020年12月～ 制度に関する情報の整理及び制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 各休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ休業制度の案内を行う

目標3：計画期間内において、年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

<対策>

- 2020年12月～ 従業員の有給取得状況の把握・分析
- 2021年1月～ 有給休暇を申請しやすい環境づくりをするため、上司からの積極的な声かけを行う

以上

## 拓南製鐵株式会社 行動計画

当社は、全ての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2020年12月1日 ～ 2022年11月30日

2. 内容

目標1：計画期間内において、男性の育児休業の取得や子育て目的の休暇取得を促進し、政府が目標としている男性育児休業取得率13%を達成する。

<対策>

- 2020年12月～ 行動計画及び育児休業制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 育児休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ育児休業制度の案内をする
- 2021年1月～ イクボス宣言（社内報や自社HPにて）
- 2021年4月～ 1か月以上の育児休業取得が可能な業務体制を構築する

目標2：計画期間内において、育児休業等、育児休業給付、産前産後休業など諸制度の周知を行い、取得を促進する

<対策>

- 2020年12月～ 制度に関する情報の整理及び制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 各休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ休業制度の案内を行う

目標3：計画期間内において、年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

<対策>

- 2020年12月～ 従業員の有給取得状況の把握・分析
- 2021年1月～ 有給休暇を申請しやすい環境づくりをするため、上司からの積極的な声かけを行う

以上

## 拓南商事株式会社 行動計画

当社は、全ての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2020年12月1日 ～ 2022年11月30日

2. 内容

目標1：計画期間内において、男性の育児休業の取得や子育て目的の休暇取得を促進し、政府が目標としている男性育児休業取得率13%を達成する。

<対策>

- 2020年12月～ 行動計画及び育児休業制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 育児休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ育児休業制度の案内をする
- 2021年1月～ イクボス宣言（社内報や自社HPにて）
- 2021年4月～ 1か月以上の育児休業取得が可能な業務体制を構築する

目標2：計画期間内において、育児休業等、育児休業給付、産前産後休業など諸制度の周知を行い、取得を促進する

<対策>

- 2020年12月～ 制度に関する情報の整理及び制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 各休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ休業制度の案内を行う

目標3：計画期間内において、年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

<対策>

- 2020年12月～ 従業員の有給取得状況の把握・分析
- 2021年1月～ 有給休暇を申請しやすい環境づくりをするため、上司からの積極的な声かけを行う

以上

## 拓南製作所株式会社 行動計画

当社は、全ての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2020年12月1日 ～ 2022年11月30日

2. 内容

目標1：計画期間内において、男性の育児休業の取得や子育て目的の休暇取得を促進し、政府が目標としている男性育児休業取得率13%を達成する。

<対策>

- 2020年12月～ 行動計画及び育児休業制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 育児休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ育児休業制度の案内をする
- 2021年1月～ イクボス宣言（社内報や自社HPにて）
- 2021年4月～ 1か月以上の育児休業取得が可能な業務体制を構築する

目標2：計画期間内において、育児休業等、育児休業給付、産前産後休業など諸制度の周知を行い、取得を促進する

<対策>

- 2020年12月～ 制度に関する情報の整理及び制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 各休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ休業制度の案内を行う

目標3：計画期間内において、年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

<対策>

- 2020年12月～ 従業員の有給取得状況の把握・分析
- 2021年1月～ 有給休暇を申請しやすい環境づくりをするため、上司からの積極的な声かけを行う

以上

## 株式会社西原グリーンセンター 行動計画

当社は、全ての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2020年12月1日 ～ 2022年11月30日

2. 内容

目標1：計画期間内において、男性の育児休業の取得や子育て目的の休暇取得を促進し、政府が目標としている男性育児休業取得率13%を達成する。

<対策>

- 2020年12月～ 行動計画及び育児休業制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 育児休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ育児休業制度の案内をする
- 2021年1月～ イクボス宣言（社内報や自社HPにて）
- 2021年4月～ 1か月以上の育児休業取得が可能な業務体制を構築する

目標2：計画期間内において、育児休業等、育児休業給付、産前産後休業など諸制度の周知を行い、取得を促進する

<対策>

- 2020年12月～ 制度に関する情報の整理及び制度に関するパンフレットの作成や配布、掲示を行い、社員へ制度の周知を行う
- 2020年12月～ 各休業を取得できる対象社員の把握に努め、対象社員へ休業制度の案内を行う

目標3：計画期間内において、年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

<対策>

- 2020年12月～ 従業員の有給取得状況の把握・分析
- 2021年1月～ 有給休暇を申請しやすい環境づくりをするため、上司からの積極的な声かけを行う

以上